

松本市国民保護協議会運営規程

平成18年10月16日

国民保護協議会規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、松本市国民保護協議会条例(平成18年条例第2号)第7条の規定に基づき、松本市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員は、協議会の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

2 会議の招集は、開会の日前10日までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(協議会の会議の公開)

第4条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 松本市情報公開条例(平成13年条例第72号)第8条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

(部会)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(幹事の招集)

第6条 会長は、必要の都度幹事を招集して事務を処理させることができる。

(会議録)

第7条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を松本市危機管理部危機管理課に置く。

附 則

この規程は、平成18年10月16日から施行する。

この規程は、令和6年1月5日から施行する。